



千建連発第104号

令和4年2月9日

各構成団体の長様

千葉県建設産業団体連合会

会長 高橋順一

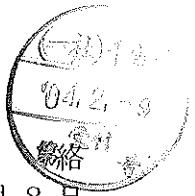
(公印省略)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に
対する加点措置に係る運用等について (ご案内)

標記について、(一社)全国建設産業団体連合会を通じて、財務大臣通知と
国土交通省通知が発出された旨の情報提供がございました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴団体会員に対して周知
方、よろしくお願ひいたします。

事務連絡
令和4年2月8日



別記1のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について

総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行うことについては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。以下「課長通知」という。）により定めたところであるが、今般、財務省より各省各庁に対して「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和4年2月8日付け財計第452号）が通知されたこと等を踏まえ、当該加点措置に係る運用等は、下記に留意して取り扱われたい。

記

1. 賃上げ実績の確認の運用等について

(1) 確認書類の提出方法

課長通知記4※2に定める方法で賃上げ実績を確認するときは、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別紙様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出させるものとする。

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行うこと。

※仮に本制度の趣旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行うこと。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能である。

(2) 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

課長通知記4※2に記載の「同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる」書類等に関する基本的な考え方は以下①～③のとおりである。具体的な例については、別紙1を参照すること。

- ①中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ②各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ③課長通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※なお、課長通知で定める「従業員への賃金引上げ計画の表明書」には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的な評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

また、同等の賃上げ実績として確認することができる具体的な例については、入札説明書等において入札参加者に周知するものとする。周知にあたっては、以下の記載例を参考に記載事項を追加するとともに、別紙2及び別紙様式を添付すること。

(入札説明書等への記載例)

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙○のとおりである。

※課長通知別紙7の1又は別紙7の2に示す入札説明書等記載例の該当部分(賃上げの実施に関する評価※4又は※3)に追加

2. 賃上げ実績の確認のための書類の提出期限について

課長通知記4※3において、落札者が事業年度により賃上げを表明し加点を受けた場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに、契約担当官等に提出させるものとしているところであるが、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長がなされた場合には、上記契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、課長通知別紙1の1及び別紙1の2は、（留意事項）1.に以下の文言を追加したものを使用することとし、入札説明書等における「法人事業概況説明書」の提出期限の記載箇所にも同様に追加するものとする。

ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

3. 経年的に本制度による加点を受けるために賃上げ表明を行う期間について

課長通知記2において、入札者が加点を受けるために表明する賃上げの期間は、事業年度単位又は暦年単位のいずれかを選択できることとしているところである。経年に本制度によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることが考えられる。

そのため、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならないよう、入札参加者に周知することとし、入札説明書等への記載は以下を参考にすること。

(入札説明書等への記載例)

経年に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

4. 賃上げ表明書において賃上げを表明する期間について

入札説明書等において賃上げの実施に関する評価基準として記載する賃上げ表明を行う期間（※）については、別添の考え方沿って記載すること。特に、事業年度単位の賃上げを表明する場合、契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度における賃上げを表明した場合を加点対象とすることに留意すること。

※課長通知別紙7の1又は別紙7の2に示す入札説明書等記載例における評価基準の「〇年」部分に該当。

5. その他

課長通知別紙1の1又は別紙1の2に示す表明書において、入札参加者が賃上げを表明する際の文言については状況に応じて選択することとなるので、その旨を明確化するため、以下のとおり記載を補足して使用すること（参考1・2）。

…〇%以上とすることを
表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。 } 状況に応じいづれかを選択*

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(別記1)

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局開発監理部長 殿
国土技術政策総合研究所所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局次長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿

1. (2) の具体的な場合の例

②各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等が除かれたもので給与総額等を評価する。

③通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮されたもので評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これが除かれたもので評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これが除かれたもので評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これが除かれたもので評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げが実施された場合は、その賃上げが実施されたときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

1. 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（様式〇）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能）

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求め

られ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載のとおり賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例 1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例 2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったくものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和　年　月　日

(住所を記載)

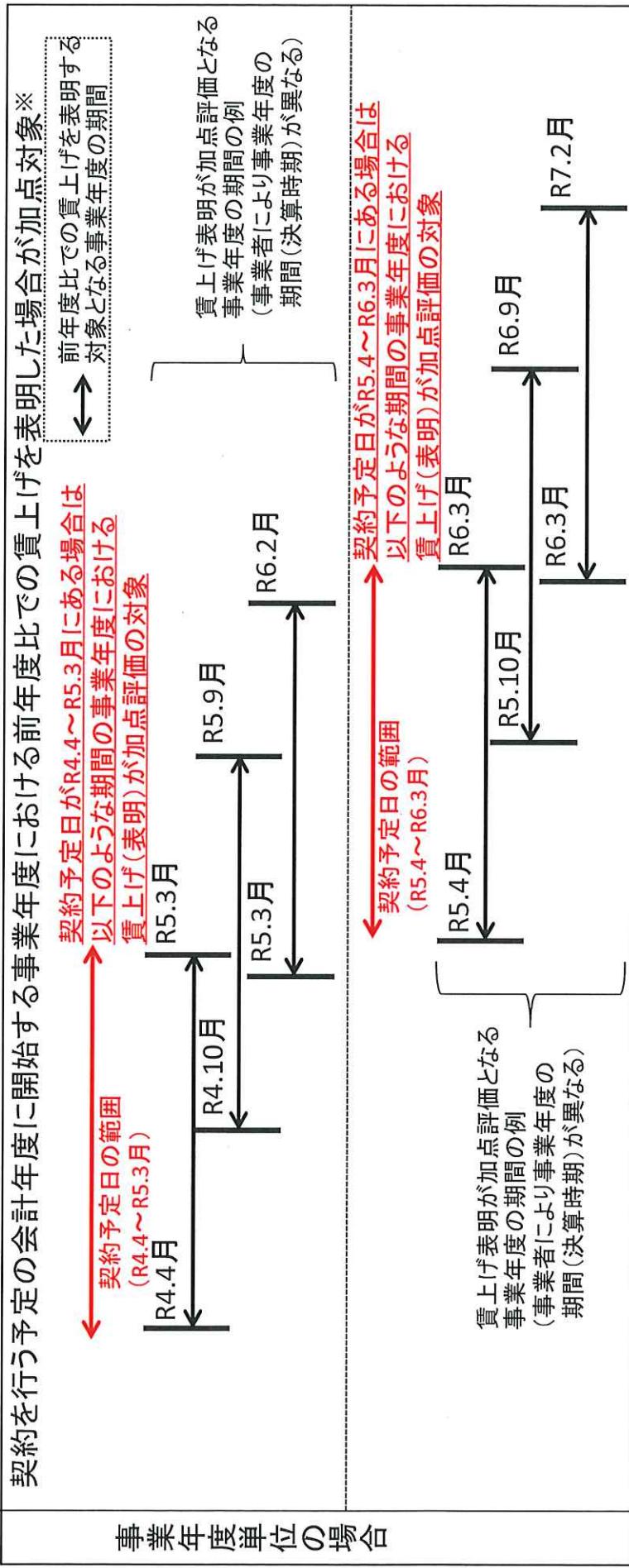
(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

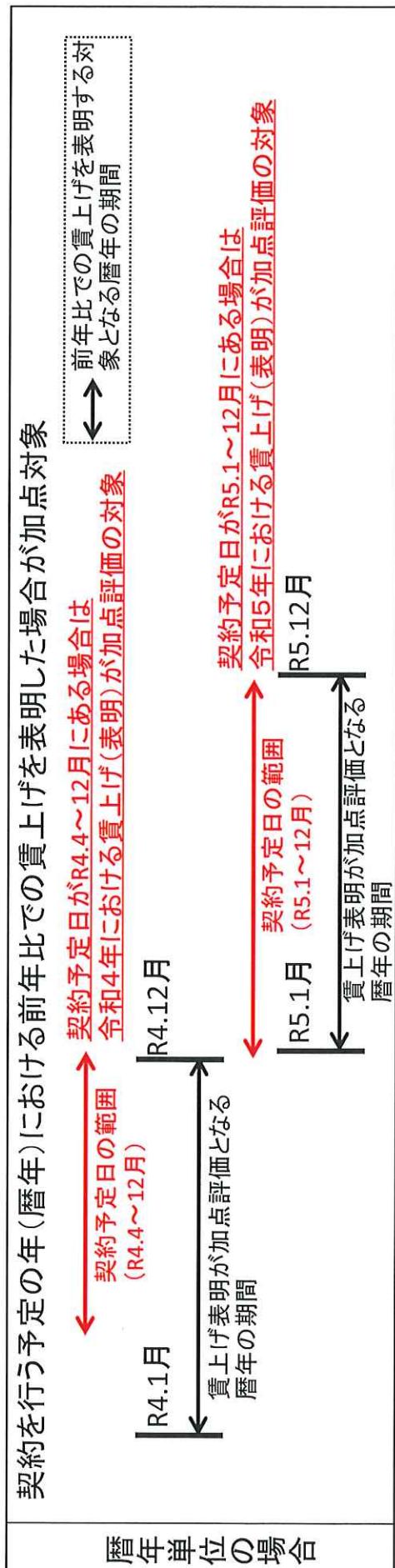
- ・〇〇〇
- ・〇〇〇

賃上げが表明書の評価の対象(加点)を実施する適用期間について

別添



※上図の解釈に沿って、入札説明書の事業年度単位の場合の「〇年4月」は、契約を予定する年度の4月となるよう記入下さい。
入札説明書記載例欄外注(「〇年:契約を行う予定の年度または暦年を記載すること」)には上図以外の解釈もあり得るので補足します。



(別紙1の1)

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）
(又は〇年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は
対前年)増加率〇%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択※

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の
ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

(別紙1の2)

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）
(又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とする
ことを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択*

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

*本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の
ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

参考2

(別紙1の2)

【中小企業等用】

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

財計第452号
令和4年2月8日

各省各庁の長 殿

財務大臣 鈴木俊一

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)4. 賃上げ実績の確認においては、所定の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとしたところ。

そのことにつき、賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、下記の通り、具体的な確認書類の提出方法及び「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの考え方について整理したので通知します。

また、あわせて、経年的に本制度の加点を受ける場合における、企業が賃上げ表明を行う期間に関する留意事項を通知します。

実施に当たっては、遺漏なきよう適切にご対応いただくとともに、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知願います。

記

1. 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別紙様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出させる。

- ※ 内容について、必要に応じて受注者側に確認を行うこと。
- ※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行うこと。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもつて賃上げ実績を証明させることも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- (1) 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- (2) 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金等により評価することも可能。
- (3) 通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※ 例えば、役員報酬だけをあげるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや、賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

3. 経年的に本制度の加点を受ける場合における賃上げ表明を行う期間について

- (1) 本制度では、入札者が加点を受けるために表明する賃上げの期間は、事業年度単位、暦年単位いずれかを選択できることとしている。
- (2) 一方、経年的に本制度に参加する場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないよう、入札参加者に周知すること。

2. の具体的な場合の例

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金等により評価する)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者等給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例 1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例 2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和　　年　　月　　日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・〇〇〇
- ・〇〇〇

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置



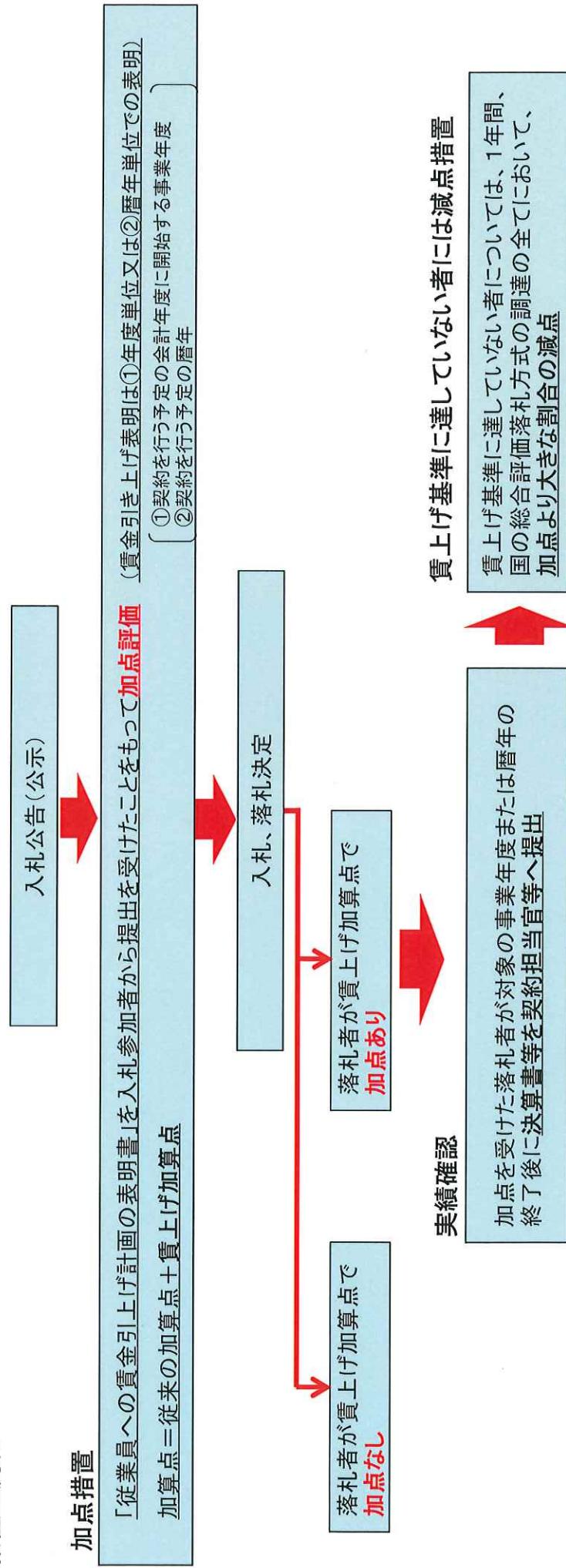
国土交通省

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向け～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業：3%、中小企業等：1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価ににおいて加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

措置の流れ

加点措置



総合評価落札方式における賃上げ実績の確認の運用等について

「賃上げ」の表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」〔においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は、「法人事業概況説明書」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の給与総額（中小企业等の場合）により確認するのが標準的な方法として示されている。」

（事業年度単位の賃上げを表明した場合） 法人事業概況説明書

別紙3 法人事業概況説明書

F B 1006	年度終了後に前年度分とあわせて 契約担当官等に提出																																		
<p>所定の欄の値から実績を行う</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">支 手 球</td><td>支 手 球</td></tr> <tr><td>上記のうち賃料未収入額</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>土 士 宅 上 (収入) 保 保</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>環 賃 兼 構 金 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>財 物 上 (支入) 金 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>外 保 付 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>の 同 外 球 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>う 保 付 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>地 代 金 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>賃 支 手 球</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>原 実 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>交 一 費 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>の 連 代 家 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>会 連 代 賃 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>料 連 代 賃 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>算 連 代 賃 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>行 連 代 賃 金</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		支 手 球	支 手 球	上記のうち賃料未収入額	<input type="checkbox"/>	土 士 宅 上 (収入) 保 保	<input type="checkbox"/>	環 賃 兼 構 金 金	<input type="checkbox"/>	財 物 上 (支入) 金 金	<input type="checkbox"/>	外 保 付 金	<input type="checkbox"/>	の 同 外 球 金	<input type="checkbox"/>	う 保 付 金	<input type="checkbox"/>	地 代 金 金	<input type="checkbox"/>	賃 支 手 球	<input type="checkbox"/>	原 実 金	<input type="checkbox"/>	交 一 費 金	<input type="checkbox"/>	の 連 代 家 金	<input type="checkbox"/>	会 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>	料 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>	算 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>	行 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>
支 手 球	支 手 球																																		
上記のうち賃料未収入額	<input type="checkbox"/>																																		
土 士 宅 上 (収入) 保 保	<input type="checkbox"/>																																		
環 賃 兼 構 金 金	<input type="checkbox"/>																																		
財 物 上 (支入) 金 金	<input type="checkbox"/>																																		
外 保 付 金	<input type="checkbox"/>																																		
の 同 外 球 金	<input type="checkbox"/>																																		
う 保 付 金	<input type="checkbox"/>																																		
地 代 金 金	<input type="checkbox"/>																																		
賃 支 手 球	<input type="checkbox"/>																																		
原 実 金	<input type="checkbox"/>																																		
交 一 費 金	<input type="checkbox"/>																																		
の 連 代 家 金	<input type="checkbox"/>																																		
会 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		
料 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		
算 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		
行 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		

年度終了後に前年度分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

<p>別紙4 法人事業概況説明書</p> <p>（事業年度単位の賃上げを表明した場合） 法人事業概況説明書</p> <p>別紙4 法人事業概況説明書</p> <p>（事業年度単位の賃上げを表明した場合） 法人事業概況説明書</p> <p>別紙4 法人事業概況説明書</p> <p>（事業年度単位の賃上げを表明した場合） 法人事業概況説明書</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">支 手 球</td> <td>支 手 球</td> </tr> <tr> <td>上記のうち賃料未収入額</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>土 士 宅 上 (収入) 保 保</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>環 賃 兼 構 金 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>財 物 上 (支入) 金 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>外 保 付 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>の 同 外 球 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>う 保 付 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>地 代 金 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>賃 支 手 球</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>原 実 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>交 一 費 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>の 連 代 家 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>会 連 代 賃 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>料 連 代 賃 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>算 連 代 賃 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>行 連 代 賃 金</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	支 手 球	支 手 球	上記のうち賃料未収入額	<input type="checkbox"/>	土 士 宅 上 (収入) 保 保	<input type="checkbox"/>	環 賃 兼 構 金 金	<input type="checkbox"/>	財 物 上 (支入) 金 金	<input type="checkbox"/>	外 保 付 金	<input type="checkbox"/>	の 同 外 球 金	<input type="checkbox"/>	う 保 付 金	<input type="checkbox"/>	地 代 金 金	<input type="checkbox"/>	賃 支 手 球	<input type="checkbox"/>	原 実 金	<input type="checkbox"/>	交 一 費 金	<input type="checkbox"/>	の 連 代 家 金	<input type="checkbox"/>	会 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>	料 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>	算 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>	行 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>
支 手 球	支 手 球																																		
上記のうち賃料未収入額	<input type="checkbox"/>																																		
土 士 宅 上 (収入) 保 保	<input type="checkbox"/>																																		
環 賃 兼 構 金 金	<input type="checkbox"/>																																		
財 物 上 (支入) 金 金	<input type="checkbox"/>																																		
外 保 付 金	<input type="checkbox"/>																																		
の 同 外 球 金	<input type="checkbox"/>																																		
う 保 付 金	<input type="checkbox"/>																																		
地 代 金 金	<input type="checkbox"/>																																		
賃 支 手 球	<input type="checkbox"/>																																		
原 実 金	<input type="checkbox"/>																																		
交 一 費 金	<input type="checkbox"/>																																		
の 連 代 家 金	<input type="checkbox"/>																																		
会 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		
料 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		
算 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		
行 連 代 賃 金	<input type="checkbox"/>																																		

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

賃上げ実績の確認の運用等について

○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められることができるところ。

○賃上げを行う企業を評価すると本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるの現時点における考え方についての運用を整理。

○確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された画面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもつて賃上げ実績を証明させることも可能。

○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いづれを採用することも可能。
- ・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。（具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

同等の賃上げ実績と認めることができる具体的な場合の例

- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わるものを見いて評価する。
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて評価。
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

- 通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

賃上げ率基準洽ても認定

佐藤議員が評価するポイント

- 1人当たり賃上げ率では、全従業員でもあるいは継続従業員の賃上げ率でも可
- 1人当たり賃上げ率では、賃金総額、あるいは基本給あるいは所定内賃金賃上げ率などでも可
- 中小企業も総人件費でなくとも、1人当たり賃上げ率でも可
- 通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可



佐藤議員

佐藤議員は、総合評価の加点を行うための確認・評価の具体的な枠組みで、賃上げ表明を行える間口の広い多様な賃上げ方策を認め、今回の財務省直通通知を「大いに歓迎」と最大限評価した。最大限の評価は、これまで建設業界から、賃上げ確認で手当の扱いが詰めてほしい

佐藤品確議連幹事長

中小、賃上げ総額以外も評価

政府調達の工事も役務などすべての公共調達で4月から適用される「総合評価での賃上げ企業に対する加点・枠組みについて」、自民党的公共工事品質確保に関する議員連盟（品確議連）の佐藤信秋幹事長（参院議員）は8日、今回の枠組みで、賃上げ意欲がある多くの企業が加点を受けるため、間口を広げることを財務省が認める運用通知を各省廳に発出したことを明らかにした。佐藤議員が建設産業界からの要望を引き取る形で行つてきた枠組み運用をめぐる財務省などの交渉が決着したことになる。

賃上げ加点は弾力的運用実現

使われる枠組みでは、賃上げの実効可能性に問題があるとの指摘が相次いでいたことが理由だ。これまでに佐藤議員は「分断する方向ではなく、賃上げ表明を行える間口の広い多様な件である賃上げの透明ができるよう間口の広い多様な賃上げ方策を認める。今回の財務省直通通知を「大いに歓迎」と最大限評価した。最大限の評価は、これまで建設業界から、賃上げ確認で手当の扱いが詰めてほしい

ものはあるが、運用方針として良いものにしてもらった」と話す。ついで「運用は中期で実行状況の確認をして、必要があれば翌年度に運用変更を行ふ必要がある旨強く財務省と国交省に伝えている」とも。政府調達の対象企業の賃上げ促進を目的にした「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置ペナルティ」の枠組みは

岸田政権が昨年11月、新しい資本主義実現へ向け、公的部門における分配機能強化として打ち出した、賃上げのための政府調達手法検討が着端となる。

2021年12月には制度全体のまとめ役の財務省が各省廳に基本的な条件などを送付。国土交通省は同年12月24日付で加点や確認手法、入札説明書への記載例などを各地に通知していった。これに対して建設産業界か

らは、財務省がまとめた基本などの課題を解決していく必要はあるが、運用方針として良いものにしてもらつた」と話す。ついで「運用は中期で実行状況の確認をして、必要があれば翌年度に運用変更を行ふ必要がある旨強く財務省と国交省に伝えている」とも。政府調達の対象企業の賃上げ促進を目的にした「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置ペナルティ」の枠組みは

岸田政権が昨年11月、新しい資本主義実現へ向け、公的部門における分配機能強化として打ち出した、賃上げのための政府調達手法検討が着端となる。佐藤議員はこうした声を引き取る形で問題、課題を財務省などに提起。1月31日には日刊建設通信新聞社の取材に對し、「多くの企業が（賃上げ）手を擧げなければ認めない」とし、枠組みの運用改善へ向けた検討が大詰めであることを示唆していた。

同日、財務省名で国土交通省に通知された。当初の通達（2021年12月17日）に基づく現運用では、総合評価方式の入札で賃上げの加点評価を受けるには大企業で給与総額（1人当たり平均の給与額、前年度比3%以上）、中小企業で総人件費を年1.5%以上増やす目標を設定する必要があった。

中小も1人当たり給与額で

政府は8日、賃上げ企業を総合評価方式の入札契約手続きで加点する制度運用を見直した。賞与や時間外手当などを含む給与総額や総人件費を加点基準にしている賃上げ実績の評価方法を拡充。新たに「基本給あるいは所定内賃金、継続勤務従業員の平均賃金」を加え、各社の経営状況などに応じ柔軟に選択できるようにした。

政府

賃上げ加点運用見直し 継続雇用者の基本給評価

にした。

当初の制度運用に関しては、建設業界から賃上げを後押しする趣旨には理解を示すものの、これまで賃上げに取り組んできた企業が損をしかねないなど、懸念や戸惑いの声が続出している

た。自民党「公共工事品質確保に関する議員連盟」（会長・根本庄衆院議員）の幹事長を務める佐藤信秋参院議員が中心となり、財務、国交両省に対し運用改善を働き掛けてきた。佐藤氏は今回の運用見直しに對し「大いに歓迎する」とコメント。今後は22年度上半期の運用状況をフォローアップし、必要に応じ運用変更を財務、国交両省に強く伝える方針を示した。